

環境関連法規制等の動き 2012年6月(2012.4.17~2012.5.21)

1. 法令情報

1-1. 事業者間取引における化学物質の有害性等の表示に関する制度改正に係る下記省令の改正

(2012.4.20公布)(2012.6.1施行)

1-1-1. 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供を定める省令の一部を改正する省令

＜経済産業省令第36号＞

1-1-2. 指定化学物質等取扱事業者が第1種指定化学物質等及び第2種指定化学物質等の

管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示 　＜経済産業・環境省告示第7号＞

化学物質の安全性や取扱い情報については、化学物質排出把握管理促進法（経済産業省所管）及び労働安全衛生法（厚生労働省所管）において、供給者の義務（製品への添付）及び雇用者の義務（従業員への周知）として定めていますが、これらを事実上の国際標準である、国際連合制定の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に整合させるための改正が行われました。

先月の法規情報7では、厚生労働省所管の労働安全衛生法の改正が2012.4.1に施行されたことを記載しましたが、本内容は経済産業省所管分の改正になります。

具体的には、製品ラベルには赤四角枠のGHSに定められた絵表示、注意喚起語等が追加、文書は表題が「製品安全シート（SDS）」になり、GHS絵表示、危険有害性、火災・漏出時の措置、適用法令、環境影響情報等が記載されることとなります。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/04/20120420003/20120420003.html>

＜参考＞厚生労働省ホームページ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/GHSmanual.pdf>

1-2. バイナリー（JARI補足：沸点の低い媒体を利用して蒸気でタービンを回す）発電設備に

関する電気事業法の規制の見直しについて（2012.4.17公布、同日施行）

1-2-1. 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令 　＜経済産業省令第35号＞

1-2-2. 小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の

発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする

火力発電所及び火力設備を定める告示告示 　＜経済産業省告示第100号＞

地熱バイナリー発電などの小規模なものも、従来は火力発電設備とされ、届出や主任技術者の選任等が必要でしたが、今回小型や特定の施設内に設置する等の除外要件が整備されました。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2012/04/240417-2.html>

1-3. エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示

(2012.4.27公布)(2012.6.1施行)

エアコン等4機器について、★の数で示す省エネルギー基準達成率が引き上げられました。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620110002&Mode=0>

1-4. 平成22年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件

＜環境省告示第82号＞(2012.5.11告示)

地球温暖化対策の推進に関する法律第7条に規定に基づき、平成22年度の我が国における温室効果ガスの排出量が算定・告示されました。総排出量は、12.58億トンで、京都議定書の規定による基準年の総排出量と比べると、0.3%の減少となっています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15110>

2. 一般情報

2-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に向けた

主要論点に対する意見募集について (2012. 5. 16資源エネルギー庁)

調達価格、調達期間、発電設備の区分、認定基準等の制度の根幹をなす事項について、資源エネルギー庁では短縮意見募集期間の6. 1まで意見の募集をしています。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=620112023>

2-2. 「環境報告ガイドライン（2012年版）」の公表について (2012. 4. 26 環境省)

国際動向等を踏まえた検討委員会での議論やパブリックコメントでの意見を踏まえて、2007年版を改訂し、「環境報告ガイドライン（2012年版）」が公表されました。

主要改正内容は、環境報告の定義と重要事項の明確化、KPI（Key Performance Indicators：主要業績評価指標）の時系列一覧、有害物質等の漏出量とその防止対策、生物多様性の保全等です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15153>

2-3. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について (2012. 5. 18環境省) (5. 25施行)

工場又は事業場からの排水等の規制の対象となる有害物質及び特定施設を追加するとともに、事故時の措置の対象となる指定物質を追加する政令が5. 18の閣議で閣議決定されました。

有害物質には1, 4-ジオキサン等3物質追加1物質削除、指定物質には銅及びその化合物等6物質追加3物質削除、特定施設には界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）とエチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く）が追加されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>

2-4. 第4次環境基本計画の閣議決定について (2012. 4. 27環境省)

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中央環境審議会の答申を踏まえ、2006年の第3次を改訂し、第4次環境基本計画が4. 27の閣議で閣議決定されました。

本計画は、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ作成されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15169>

2-5. 2012年度物流の低炭素化促進事業の公募について (2012. 4. 26環境省)

中長距離におけるトラックから鉄道輸送へのシフトを推進するために、環境省では鉄道貨物利用運送事業者や貨物鉄道事業者が、10トントラックの荷台とほぼ同等の31フィートコンテナを新規導入する場合に、コンテナ1本あたり最大225万円の補助を行います。公募期間は6. 8までです。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15151>

2-6. 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する

意見の募集について (2012. 5. 11 環境省)

PCB汚染物の処理に関して、産業廃棄物処理施設における無害化実証試験結果に基づき、検討委員会における議論を踏まえ、PCB濃度・含有量5000mg/Kg以下のものについては無害化処理認定施設で処理できるようにする環境省告示改正について、環境省では6. 11まで意見を募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15210>

以上